

琉球大学学術リポジトリ

1960年1月の安保条約改定時の朝鮮半島有事の際の 戦闘作戦行動に関する「密約」に係る調査関連文書 No.3

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 朝鮮半島有事, ロジャース国務長官 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43874

安保条約に代る新条約に関する件

三四 七一七 米保長

安保条約改訂は歴代内閣の懸案であつたが、その理由は、現行安保条約に対する国会内外の絶えざる非難攻撃の種子を除去し、もつて米國との安全保障体制をより安定した持続性ある基礎の上に置かんとするに在つたことは疑を容れない。同時に、現行条約成立以来の所謂わが國の國際的地位の向上、自衛力の漸増、並びに特に一昨年来米軍の撤退が進行して今日では才女艦隊が横須賀等を基地として保有する他は戦斗力ある部隊は僅少の陸軍のみであつてこれも更に撤退の一途にある事実、等よりして条約改訂を適當とする實質的事態も進展してゐるのである。斯る背景の下に、新条約の内容は以

非難の種を除去

日本内閣の

下述へる通りである。

一 國際平和維持及び国連憲章との關係

現行条約はわが國の国連加盟前に締結された關係もあり国連憲章との關係に関する規定を欠くが、新条約では、この種条約の例に倣ひ、締約國は国連憲章の原則に従ひ國際紛争を平和的に解決し、国連の目的に違背するような武力の行使又はその脅威を行わなむこととし、更に国連の機能強化に協力するものなることを願ひ、又本条約の規定は、国連憲章に基く締約國の權利義務なしに国連自体の責務には影響しないことを明にする。

別添

二 政治的經濟的協力

日米安全保障關係はより広い兩國の協力關係を基礎としてのみ

持続性と安定性を保ち得るものなるにかんがみ、両締約国は民主主義の原則を尊重し、安定と福祉を増進して平和的友好関係の強化に努め、更に経済的協力関係の緊密化に努力するものなることを願う。

三 援助義務

(4) 現行条約は、米國に日本駐兵の権利のみを認め、米國は何等の義務を負つていなむといふ点において一方的である。而も米軍の撤退が進めば進む程、条約上米國が日本の援助義務を負ふことが重要となる。

(5) 米國が相手國の援助義務を負ふ条約を結ぶ場合は相互援助の形をとることが堅い原則となつてあり、これに対して、わが方

には憲法的政治的賄制約があつて通常の相互援助方式は採り得ない。即ちわが方が憲法的制約の枠を超えようとなく米側が日本援助義務を引受ける点が新条約の焦点である。

(6) 通常の相互援助条約は、締約国は互に相手方の領土に対して攻撃があつた場合相手方を援助する形をとるが、わが方に関しては何憲法上許される防衛力は日本自身の自衛に必要な最少限度であることや、海外派兵論を誘発すること等からして、米國の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。又沖縄小笠原に関しても、国内には米國が施政権を行使し乍ら日本に援助の義務だけを課するのは不当であるといふ様な論議を為す向もあり、又沖縄小笠原を条約地域に含めれば即ちNATOの結

米國の領土の一部を条約地域に含ましめることは困難である。又沖縄小笠原に関しても、国内には米國が施政権を行使し乍ら日本に援助の義務だけを課するのは不当であるといふ様な論議を為す向もあり、又沖縄小笠原を条約地域に含めれば即ちNATOの結

成であるとの言ひ懸りに感はされる向もあるので、これまた条約地域に含めなれことを適當とする。

(二) 依て新条約では、再締約国は、日本の施政下にある地域における何れかの締約国に対する攻撃を自国の平和と安全に対する危険と認め、共通の危険に対処するため、憲法の規定と手続に従つて行動することとする規定を置くこととする。「共通の危険」云々の表現は米国の援助義務の表現として確立した用語であり、又日本の施政下にある米軍に対する攻撃は即ち日本自身に対する攻撃であるから、これにわが方が対処することは自衛権の発動に他ならぬ。

四 施設区域使用

(一) 日本の安全並びに極東の平和と安全の維持のため、米軍が抑制力として猶日本に駐留することが必要であり得策である。然し内外情勢の進展に伴い米軍の駐留は益々減少するので、現行条約が米軍の駐留の権利を認めている形を改め、新条約では、前記の目的に必要な限度で米軍に日本の施設区域の使用を許与する形とする。

(二) 従来、現行条約の下においては、米軍は核兵器導入が自由であり、又米軍が日本の施設区域を作戦的基地として使用すれば、日本はその知らぬ間にあるいはその意に反して戦争に捲込まれるとの懸念が絶えなかつたが、新条約の一環として、交換公文に於いて、合衆国軍隊及びその装備の日本内への配備に関する

重要な変更を行つ場合、並びに米軍が日本防衛のため以外の仕事行動の基地として日本の施設及び区域を使用する場合は、日本国政府と事前に協議する、との趣旨をはつきりさせることとする。

五、防衛協力

米国が相手国に対する援助義務を約束する条約には、(自助及び相互援助の精神を謳う)所謂ウアンデンバーグ決議を体した条文を置くことが堅い原則となつており、米上院が固執する既成の字句が固つてゐる。本来この規定は、安全保障の取極をする以上、自ら手を拱いて万事相手方に依存することではならないとの精神規定であるが、わが国の場合は憲法との関係で照解を招かない様

(十五ノ日付が成ルル時)

特に既成の字句に手を加へ、(以下引用中括弧内は米国の既成用語を示し、「」内は既成用語にはない部分を示す。)「締約国は、個別的に及び相互に協力して(単独に及び共同して)、継続的且効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力(個別的及び集団的能力)を、「憲法の規定に従うことを条件として」維持し発展させる。」との規定を置く。なおこれは精神規定であるので、条約では援助義務の規定より前に置くこととなる。

六、協議条項

協議条項として、両締約国は、この条約の実施に関して、又日本国の安全又は極東における国際の平和と安全に対する脅威が生じ

たときは、いつでも協議するものなることを明にする。協議のため
の機関としては、従来の安保委員会の如きものを存続すること
も考へられる。

七 期限

④ 「現行条約は期限の定めのないことが非難の対象となつて来た
が」新条約も、国連が日本区域の平和と安全のため十分の定め
をするまでの措置であるとの建前は崩さず、双方が斯る措置が
出来たと認めたとときは失効することとする。

⑤ 然し乍ら右の如き措置が執られる様な時期の予測は困難であ
るので、発効後十年を経過した後は一年の予告で廃棄し得る形
とする。世界情勢の動きや兵器の進歩を考慮するも、安全保障

取極としては十年位の期間を安定させることが適当である。

八 条約に関する爾余の諸点

⑥ 現行条約中間接侵略に関して日本側の明示の要請ある場合米
軍を使用し得るとの規定は独立国として適しからざるのみなら
ず実情に則せず、「旁々過剰防衛の危険ありとの論議もあるので、
斯の種規定は置かざることとする。もつとも日本の安全に対す
る脅威は、外部からの武力攻撃は勿論、所謂間接侵略も安全に
対する脅威に他ならないから、間接侵略に就ても協議の対象と
なることは勿論である。

⑦ 米三國軍隊の基地使用、通過等の制限に関する現行条約才二
条の規定は新条約には置かない。

労務等については運営の改善には努むべきも協定の改正は困難なりとの態度を保持しているが、これを要するに、行政協定改訂問題は、本条約改訂を旨とする今般の交渉の基礎の上において交渉の限界に達したと謂うべきであつて、行政協定上の諸問題は今後共運営の改善により解決を図るに努め、更に将来必要に応じて協定の改訂条項を採用して所要の調整を加へて行くべきである。